昭和60年 5 月14日

昭和54～56年の証券局行政

日本銀行理事
元証券局長
吉本宏氏

出　　席　　者

元証券局長	吉　本　　宏
財政史編さん顧問	谷　村　　裕
協力者（元証券局専門調査官・日本証券奨学財団事務局長	佐　生　壮　一

目　　次

1.　証券局長に就任した頃の金融情勢……3
　—特に、6・1国債の急落—
2.　株式の振替決済制度の検討……3
3.　大光相互銀行の告発……4
4.　中期国債ファンドの創設……5
5.　証券会社の最低資本金の引上等、証券会社行政……7
6.　商法改正に関連した株式制度の改正等……8
7.　誠備事件と大証信……9
8.　銀行法改正と証取法改正……11
　—いわゆる、国債の窓販問題—
9.　谷村顧問等とのやりとり……15
(1)　特別報告銘柄制度……15
(2)　物価変動会計と連結決算、引当金……16
(3)　税制改正……17
(4)　三人委員会……19

1. 証券局長に就任した頃の金融情勢

—特に、6・1国債の急落—

吉本　私は、昭和54年の7月から56年の7月まで証券局長をやらせていただいたわけですが、その間の背景でございますけれども、当時は大体、金融の引締め期であったかと思います。昭和54年は、当時、谷村東証理事長御在任中で、証券の話についてはほとんど当時のことをよくご存じであり、私から申し上げて、むしろそこはちょっとおかしいんじゃないかというようなところがあるかと思うんですが、その辺はお許しいただくことにして、一通りお話し申し上げます。

まず、背景でございますけれども、当時は大体、金融の引締め期であったかと思います。昭和54年の4月に公定歩合が0.75%引き上げられました。確か公定歩合は一番低いときが4%ぐらいまで行ったんじゃないかと思いますけれども、4月に引き上げに転じたわけです。そのころは私は理財局の次長をやっておったんですが、国債の価格が暴落いたしました。特に6・1（ロクイチ）国債が急落して、国会の予算委員会で予算審議中ではあるけれども、国債の条件改正をせざるを得ない、確か3月だったと思います。これは北村君がちょうど国債課長ですね。確かそういう時期であったかと思うんであります。

それで、マル公だけについて申し上げますと、引続き7月に1%、11月に1%、それから、翌年の昭和55年2月にさらに1%、3月に1.75%ということで、矢継ぎ早やに公定歩合の引上げが行われまして、ピークが9%というようなことになったわけであります。これは、申すまでもなく、第2次石油ショックと申しますか、オイルの価格の引上げに伴う物価の高騰を未然に抑えるということが主眼であったかと思うわけです。

2. 株式の振替決済制度の検討

それで、私は証券局に参りまして、証券行政が初めてということで、最初はいろいろ勉強をさせていただいたわけでありますけれども、一番最初に手がけたのは、株式の振替決済制度の検討に着手するということであったかと思います。これは54年のちょうど秋口でございましたか、当時の谷村東証理事長からも、この問題をできるだけ早期に手がけることが望ましいというお話がございましたし、当時商法改正が問題になっておっ

たんで、何とかそれに乗せていただけるかどうかというようなことをきっかけとして、証券局としてもこの問題に何とか取り組もうという話になったわけであります。

鈴木竹雄先生にお目にかかりまして、いろいろ御相談もいたしました。そして、10月の3日だったと思いますが、神戸大学の教授をやっておられました河本一郎先生に、証券取引審議会の専門委員会の委員長ということで、この問題をご担当いただこうということで、河本先生に電話でお願いをいたしまして、御了承を得たわけであります。もちろんこれは鈴木先生のアドバイスによるものであります。

あわせて、専門委員会には東大の竹内先生、それから学習院大学の前田庸先生にも専門委員会の委員をお願いいたしました。

そういうことで、54年11月7日の証取審の総会で、この問題を専門委員会に付議するということを御決定いただきまして、同年の12月12日に第1回の会合を開き検討が開始されたわけであります。

私の在任中は、この問題の結論まで到達いたしませんで、検討状況について中間報告を2度ばかりやりました。55年6月と56年4月に中間報告をさせていただきました。この制度の問題点と申しますか、特に発行会社と株主との関係、この辺が非常にポイントになる問題でありまして、その辺を中心にした、問題点の報告ということにとどまったんではないかと思うわけであります。この問題は小山昭蔵審議官、続いて岡崎洋審議官に担当してもらいました。

3. 大光相互銀行の告発

それから次に、大光相互銀行問題というのがありました。証券取引法の立場からすれば、大光相互銀行の粉飾決算の問題であります。これは御案内のように、大光相互銀行の不良貸付というような問題が、それ以前から、銀行行政上問題になり、大光相互銀行をどうやって再建するかということについて、銀行局を中心としていろいろな検討が行われていたわけであります。

54年10月に証券取引法の立場から検討をいたしまして、10月31日に大光相互銀行を粉飾決算の疑いで告発をしております。これは粉飾決算ないし有価証券報告書の虚偽記載ということだと思うんですが、そういうことで告発をしております。当時の企業財務課長は宮本英利君であります。

それと同時に、東京証券取引所におきまして上場廃止が決定されまして、55年１月より整理ポストに移行するということになっております。

これは、事実はそれだけでございますけれども、これも、御案内のように、当時の社長が特別背任の疑いで逮捕されるというようなこともございまして、かなり新聞紙上をにぎわした問題であります。

4. 中期国債ファンドの創設

次に、中期国債ファンドの認可という問題があります。これは54年の秋頃から内々検討を進めておりまして、これは野村証券―正式には野村証券投資信託ということになりますか―野村証券投資信託から申請のあった新ファンドの創設ということであります。

現在、御案内のように、中期国債ファンドはかなり金額も大きくなりまして、積極面として見れば、１つの金融自由化のきっかけにもなった話だと思うんでありますが、当時はあまり注目はされておりませんでした。検討当初の段階では、注目されてなかったというよりも、むしろ非常に極秘裏にやったという方が正確かもしれません。これが漏れると、またいろいろ物議を醸すおそれもあるんではないかということで、相当その辺は気を使ったつもりであります。

それで、暮れまでに大体成案をつくりまして、これは言うまでもないことでありますが、銀行局との折衝が一番問題でありました。当時の銀行局の立場としては、こういうものをつくられては困るということで、かなり強い反対があったと聞いております。したがって、課長補佐、ないし、私どもの方は業務課長（橋本貞夫君が課長）、銀行局は足立和基君が銀行課長だったと思いますけれども、課長同士の話でもなかなか決着がつきませんで、結局米里恕銀行局長と私との話合いになったというふうに記憶しております。

もちろん、当時の審議官、宮本保孝さんだったかと思いますが、彼もいろいろ一緒になって議論をしてもらいまして、12月中旬に大体決着をつけたわけであります。

野村証券に内示をしたのが12月19日だったと思います。翌55年１月４日にその認可をいたしまして、10日から募集を開始すると、こういうことでありました。

このファンドをつくった証券局の考え方としては、１つはやっぱり投信の見直しをしなければいけないということでした。

当時の投信というのは非常にミゼラブルな状態にありまして、何とかこれを立て直す必要があるということで、業務課長あたりがいろいろ考えておりました。

それからもう１つは、何と申しましても、金融引締め下で、中期国債の市中公募が非常にピンチに陥ったわけであります。何とか中期国債というものを、てこ入れしたいと言ってはちょっと言いすぎでございますけれども、できれば、受け皿をそういうものでつくれたらいいのではないかという気持ちがあったと思います。このファンドに中期国債を相当量受け入れることによって、公募が若干なりともスムーズに行われる可能性があるんじゃないかと。これは、私はたまたまその前に理財局の次長などをやっておったこともあり、そういうものに関心が強かったということもあったかと思います。

それから、銀行局との話合いでは、今後の方向として、短期資金市場と申しますか、短期金融市場と申しますか、そこでは、銀行、証券、相乗りでやってもいいんではないか、それぞれの守備範囲というものはあるわけですけれども、短期資金市場においては相乗りでもいいんではないかという議論をした記憶があります。既に銀行はＣＤの発行を始めておりますし、まあこの中国ファンドというものは、ＣＤなんかに比べればはるかに小型なものでありますし、せいぜい個人ないし中堅企業というようなものが対象になるんであろうし、そういうものにマーケットに参加する機会を与えるということはおかしくないんではないかという議論をした記憶があります。幸い、当時の米里、宮本両氏もそれに理解を示してくれまして、何とか実現できたということであります。

それで、できたときの証券局の原案と、証券局が手直しした点の一番大きなポイントは、１カ月の縛りをかけた、30日目に解約自由ということにしたという点であります。野村証券が言ってきたのは、全くフリーということで、当座預金みたいなものを考えてきた―アメリカのＭＭＦともうしますか、そういうものを頭に置いていたんではないかと思いますが、いかにも不安定でありますし、ちょっとどうかということで、30日の縛りをかけたということが１つあります。

それから、銀行局との話合いでは、金額3,000億円程度ということで話をした記憶があります。当時はその程度のものでまあいいところだろうということで、3,000億円ということを言った、銀行局もそのくらいならというつもりだったと思うんであります。結果としては、その金額の限度なるものは破られているわけでありまして、その辺銀行局としてはちょっと心外の点もあったかと思いますけれども、当時の感覚ではそういうことであります。

それから、予想配当率が当時5.8%ないし5.9%ということで、6カ月定期が5.25%でありましたから、それを若干上回るということでありました。

さっきちょっと、あまり注目されなかったということを申し上げましたけれども、その意味は、これが発表されて金融機関が騒ぎ始めてから新聞は大きく取り上げたんでありますけれども、最初の内示をした段階で、こういうものを内示したということを新聞にリークしたのですけれども、ほとんど反応がありませんでした。「何ですか、それは」という感じで、ほとんど新聞も取り上げなかったと思います。あんまり騒がれると、こういうものはできませんので、かえってうまくいったということであるかと思っております。

5. 証券会社の最低資本金の引上等、証券会社行政

通達—「当面の証券会社経営上留意すべき事項について」という通達を55年6月16日に出しております。内容は公社債取引の適正化、健全経営の確立、内部管理体制の整備と、そういったような問題であります。

次に、「証券会社の資本金の充実について」という通達を55年の11月4日に出しております。4社とか、あるいはそれに続く準大手というようなところは、ある程度の資本金を持っているわけでありますけれども、資本金の額が非常に小さい証券会社が多いわけであります。昭和38年以来、17年間資本金について全然行政的な措置をとっていないということもありまして、やはりいろんな問題に対応するための自己資本の充実ということをぜひ考える必要があるんではないかということになりました。そこで、望ましい資本金の額というものを提示いたしまして、各社の実情を十分留意の上、両3年の間にこれを実現するように指導してほしいということを財務局長に通達をしております。

証券会社の中には、これは大変だというような、若干、抵抗感を持った会社もあったかと思いますけれども、しかし、いずれにせよ、そんな大きな額ではありませんし、相当の猶予期間も置くということで、大体当局の指導に順応していただいて、若干の例外はあったかと思いますけれども、おおむね望ましい資本金の額を実現することができたと記憶しております。

あと、証券会社関係の話としては、合併の問題がありまして、昭和56年5月1日付で、八千代証券と光亜証券、野村投信販売と、この3社の合併を認可しております。これで

国際証券ができたわけであります。それから、それに続いて、東京証券、遠山証券、それから日興投信販売と、この3社が合併いたしまして、東京証券ができたわけであります。いずれもこの2社は総合証券ということで、業容を拡大しております。

それから、投信会社の新設であります。第一証券の子会社ということで、第一投信というものの設立を認可しております。これは、日長銀が資本、運用両面から、いろいろバックアップするということで、新しい投信を認可することによって、若干でも投信業界に活を入れるという効果があるかなとも思ったわけであります。

投信行政については、中国ファンドは別として、株式投信についても、当時の業務課長の橋本くんが非常に熱心に改善策を検討してくれまして、ファミリーファンドの改善策を行った記憶があります。

それから、個人株主の育成問題というのがありまして、これは非常に難しい問題ではありますけれども、特に上場企業の増資のあり方とか、証券会社の営業姿勢の問題等について、何かその改善策をまとめる必要があるんじゃないかと考え、局内でプロジェクトチームなどもつくっていろいろ検討してもらいました。これはちょうど54年11月ごろだったと思います。たしか、この54年12月に谷村理事長の「株主勘定論」が関係者に配付されたことを記憶しております。

当時、53年度末が個人株主比率が30.9%ということで、30%すれすれになるというような状態でもありましたし、いろいろ部内で議論をしたんですが、率直のところ、これはあんまり大したこともできなかったなと思っております。

時価発行、転換社債の自主ルール等も手直しをしたりいたしましたけれども、決して充分なものではなかったんではないかと思っております。

それから、時価発行と額面発行の折衷案として、中間発行の制度を取り上げられないかと提案してみたりしたんですけれども、あまり、熱心な議論というところまでいかなかったんではないかと思っております。

それから、従業員の持株制度についても、若干内容を弾力化するというようなこともいたしました。これは長年証券局が背負わされている問題だったと思いますけれども、あんまり思いきった手も打てなかったというのが実情であります。

6. 商法改正に関連した株式制度の改正等

それから、商法改正の問題があります。

これは谷村さんは、当時法制審議会の委員もやっておられましたので、よく御承知のことでありますけれども、55年の12月に法制審議会の商法部会で、「商法等の一部を改正する法律案要網案」というものが取りまとめられまして、56年1月26日に法制審議会の総会に報告をされております。

証券行政の面から特に重要な関心を持ち、法務省ともいろいろ話合いをした問題は、大きく言って3つありまして、1つは株式制度であります。株式制度で、最低券面額を5万円に引き上げる、あるいは単位株制度を採用するという話、それから、時価発行の場合、発行額の2分の1以上を資本に組み入れることを義務づけること。この辺は、先ほどの個人株主対策との関連もあり、いろいろ議論をした記憶があります。

それから、資本市場課が（当時の課長は山田実君）やっていた話でありますが、新株引受権付社債制度—最近、ワラント債の発行が実績が出ておりますが—その新株引受権付社債制度の創設というのを入れてもらいました。

それから、これは企業財務課の守備範囲でありますけれども、商法の監査特例法の問題がありました。資本金5億円以上、年間営業収入200億円以上、または負債総額100億円以上のいずれかに該当する株式会社は会計監査人の監査を受けなければならないということで、言うなれば監査対象企業を拡大するという措置をとっていただいたわけであります。これは、公認会計士制度の推進という立場からも、私どもとしてはできるだけひとつよろしくお願いしたいということで推進したわけであります。これは税理士業界との摩擦問題がありまして、国税庁あるいは主税局とかなり折衝があったというふうに記憶を持っております。この辺は二年目の小山昭蔵審議官がよくやってくれました。

7. 誠備事件と大証信

それから誠備問題というのがありました。

誠備問題は、昭和55年の5月だったと思いますが、宮地鉄工株等が非常に急騰するという事件がありまして、確か200円ぐらいの株が2380円とか10倍以上になり、いわゆる仕手株の乱舞というような言われ方をしたわけであります。これに対して、東京証券取引所では、委託保証金率の引上げとか、値幅制限とか、いろいろな措置をとっていただき、かつ、それに加えて、30億円未満の資本金の株式を貸借銘柄から外すというような

措置—実際の実施は56年の1月からだったと思いますけれども—そういう措置を、55年の5月に御決定いただくというようなことで、かなりいろいろと手を打っていただいたわけであります。そういう「仕手株の乱舞」という問題がありました。

ところが、翌56年の2月になりまして、誠備グループの主宰者が脱税事犯で東京地検に逮捕されるというような事件が起きてまいりまして、その前後から、いわゆる「誠備株」と称するものが非常に急落をいたしました。更に、大阪証券信用—大証信が行き詰まるという問題が出てまいりました。これは誠備グループの買い占めた株を担保として金を貸していたわけでありますが、その株が急落し貸付金が回収できず、大証信が行き詰まって、和議申請をするというような事件が出てきまして、国会等でもいろいろ取り上げられました。

私どもとしては、証券行政上の観点から、何とか再発防止の措置をとらなければいけないということで、その際とった措置としては、1つは、「一括受注を禁止する」ということをやった記憶があります。結局、外務員がいろいろ受注をするわけですが、本人の意思に無関係に実質的に一括受注——任を受けた格好で勝手に売買する—こういうようなことが問題点ではないかという観点から、一括受注を禁止するという省令改正を行った記憶があります。

当時は投資顧問法をつくったらどうかという議論もありました。現在、投資顧問法について、いろいろと議論が行われておりますけれども、私どもは当時、投資顧問法というようなものをつくって、街の投資顧問を登録制など規制の対象にするのは、相当手数の掛る話でありますし、十分これに対して規制の実効が上げられるかどうか疑問ではないか、結局問題は証券会社の受注のあり方に帰着するとして、そういう措置をとったのであります。

それから、外務員のあり方などもやはり問題があるんではないかということで、証券業協会と相談して、協会の内部的な規制措置もとったのであります。それから、いわゆる街の証券金融会社と申しますか、そういうものが非常に多数あって、私どももその実態がなかなかわからない。そこで、少なくとも、そういった街の証券金融会社が融資をする際に、証券会社が融資のあっせんをするとか、保証もするというような場合には、自粛をしてほしいというようなことを通達したと思います。当時の流通市場課長は野田実君、業務課長は橋本貞夫君であります。

8. 銀行法改正と証取法改正

—いわゆる、国債の窓販問題—

それからもう一つ、55年から56年にかけて非常に問題になったのは、銀行法の改正に伴う証取法の一部改正という問題であります。これは、私が54年の7月に着任して以来ずっと懸案になっておりまして、銀行局はできれば55年の国会に出したいということを言っておったわけでありますが、諸般の事情があって、結局1年延びたわけであります。

これは当時の米里銀行局長の方からお話をしていただく方が適切だと思いますけれども、当時金融制度調査会で銀行法改正の議論が煮詰まってまいりまして、また国会においても歴代の銀行局長が銀行法改正を行うということを答弁をしておりまして、どうしてもそのツケを落とさなければならないというような状態になっていたと私どもは見ておりました。

私どもの立場から見ますと、何で銀行法を改正しなきゃならないのかなという感じもあったわけでありますが、まあこれは余計なことかもしれません。ともかく銀行局としては、銀行法が昭和2年の法律であまり十分意を尽くしていない点もあり、法律改正により、その辺をきちっとしたいということでありました。

そこで、その銀行法改正の重要なポイントになったのは、銀行の証券業務の規定をどういうふうに扱うかという話であったわけであります。そういうことになりますと、私どももその議論に参加せざるを得ないということになりまして、銀行局とも、これは54年の秋ごろからいろいろ話をしてきていたわけであります。

そこで、世上「三原則」というふうに言われたものでありますけれども、これは、1つは証取法の65条2項ただし書きの裏返しの規定を銀行法に入れて、公共債についての証券業務ができるということを明記しよう。従って、この規定によって、今度は民間債は銀行法上も排除されるということになるわけであります。

第2は、証取法を改正して、銀行が証券業務を行う場合は証取法上の認可を要することとしよう。また、業務について証取法上所要の規定を整備することは、言うまでもないということであります。

第3に、今申し上げた1と2は、法制上の整備を主眼とするものでありますから、実際に証券業務を行わせるかどうかについては、引き続き検討するというか、要するに、法律改正とは切り離して、認可を行うかどうかは別途検討をすることにしようというこ

とが3つのプリンシプルであります。

これは、私と米里銀行局長と話し合って決めたわけでありますけれども、大体こんな線で行こうという話を米里局長と合意したのは55年の夏ごろであったと思います。8月20日と私のメモには書いてありますけれども、夏ごろに、そういうことで行こうかという話をしたわけであります。

これについては、大蔵省部内で正規の省議というような手続はとりませんでしたけれども、8月の下旬に、たまたま田中次官と2人になった際、「今度の銀行の証券業務の規定はこんなことでやろうと銀行局長と話しております」ということを話した。これが8月24日であります。次官は、「まあ、そういうことでみんなの了承が得られるならいいがなあ」ということで、基本的に、我々の合意について反対とか、格別の意見をおっしゃったことはありませんでした。

この三原則の線に沿ってそれぞれの関係業界を説得しなきゃいかぬということになるわけでありますが、私の記憶では、米里銀行局長は当時の山田全銀協会長に、—これは、私がそんなことを言うのはちょっと余計なことかもしれませんが、ともかく山田さんに話をしたということであります。米里局長の話では山田さんに話をしたところ、「格別の反対はなかった」ということでした。山田さんがその内容をどの程度まで理解されていたかどうかは別として、米里局長の話に対して反対はなかった。反対はないから、大体そういう線で行ってもいいんじゃないかという話でした。

ただ、先ほど私が三原則をちょっと申し上げましたけれども、銀行局ときちっとしたすり合わせをしていなかった点があります。それは、銀行が証券業務を行う場合の証取法上の認可ということを私どもが言っていたわけですが、銀行局の方は、銀行法の認可もかけたい、いうなれば共管にしたいということを言っておりまして、その辺はきちっとした形にはなっていなかったと思います。

銀行局が既に動き出したことを聞いて、私の方も、8月の下旬からしかるべき筋にこのお話を申し上げたわけであります。私のメモでは、谷村理事長に申し上げたのは8月26日ということになっております。その前に申し上げたのは、当時の証取審の河野会長で、8月23日でした。

当時河野会長は、「そういうことで結構だろう。ただ、3番目の、法律と実施を切り離すという話は、どうも何かよくわからない。法律をつくるということは実施をするということではないのか。それを切り離すというのはよくわからない。」というようなこ

とを言われたことを記憶しております。これに対し、「これは、ともかく制度をきちっと整備して、その上で証券業務を実際にやっていただくかどうかは、別途検討するということであります。」というようなことを説明をしたわけであります。

正直なところ、北浦さんに—当時、野村証券会長、日本証券業協会会長—この三原則の話をしたのはかなり後であります。というのは、この話を何とか証券業界に納得してもらわなきゃならない。しかし、当時の証券業界の雰囲気として非常に抵抗が強うございまして、北浦さんは、常々「法律に書くなんてとんでもない。そういうことをやるなら、ひとつ審議会でもつくって十分検討してもらわなきゃいかん。」というようなことを言っておられた。法律に書かれれば、いずれやることになるし、それはそう簡単な話ではないよということであったと思います。

それで、瀬川美能留さん—野村証券元会長、社長。当時、相談役—に一度お目にかかりまして、この三原則の話いたしました。9月に入ってからでありますけれども、私は一人で出掛けていって瀬川さんに会ったわけです。そのとき私の話を聞いておられて、「わかりました。」ということだったんですが、翌日、人を介して、「大蔵省がそういう方針であれば、それで進めていただいて結構である。ただし、北浦協会長はいろいろの立場もあろうから、その辺は北浦さんには話をしないでほしい。」こういうことを言われたわけであります。それで、北浦さんには、もうちょっと様子を見ようということでお話をしなかったわけであります。

その後、証券業界は大がかりな反対運動を展開することになりまして、10月の半ばごろは、自民党の各議員、野党も含めて、国会の先生方を歴訪するというような、相当積極的な反対運動になりました。私も証券業協会高柳副会長に、「収拾のことも考えてひとつお願いしたい。」というようなことを申し上げた記憶があります。

そんなことで私もひところは、この問題について、あまり業界が反対しているのを無理に強行するのはどうだろうかというようなことで、かなり取扱いに苦慮した記憶があります。

それで、その後いろいろやりとりがありましたが、12月に入って証券業界としても、当局の考え方即ち三原則の線でやることはやむを得ないというような話になってきた記憶があります。

この銀行法の規定は、確かに証券業界にとっては何のプラスもないという話であるわけですが、1つだけ穴をあけた点があります。それは兼業制度の規定を緩めた点であり

ます。証取法第43条の規定でありますけれども、これを緩めまして、将来証券取引法上の有価証券に指定されていないものでも取り扱える途を開いておくことにしたわけであります。現に、海外のＣＤ、ＣＰ、また、最近の国内のＣＤの取扱いもそうだと思いますが、証券取引法上の有価証券には指定されていないけれども、それを「兼業の承認」で取り扱いができるようにしたわけであります。

これは、昭和41年でしたか、証取法の改正により免許制度を採用した際に、証券業務を限定的に規定して、余計な兼業は一切認めないという立場であったものを、若干緩めたということでありまして、証券業界を説得する一つの手掛りに使わせていただいたということであります。

証券業界の方が、一応やむを得ないというお考えになって、こちらの方は、「大体、何とかこれで行くぞ。」という話を銀行局にした。銀行局も、これで何とかまとめられるというふうにお考えになっていたと思うんでありますけれども、結局、今度は銀行の方がこれに強く反対することになりました。その後の事情は、皆さん、御案内のとおりであります。

今申し上げましたように、何かこの問題に政治的な「ニュアンス」があるやに書かれたり、またそれが銀行業界を怒らせたというような話もあったやに聞いておりますけれども、絶対そういうことはありません。全くこれは事務的に話を決め、しかも、銀行局、証券局ともに、基本的なプリンシプルについて何ら意見の食い違いはなかった。もちろん細かい点はいろいろ議論があったことは当然でありますけれども、基本的な方針と申しますか、方向については何ら対立はなかったというふうに申し上げていいのではないかと思っております。銀行局も非常に苦心をされて、業界、全銀協のみならず、自民党筋とも大変な議論を重ねられたわけでありますけれども、何とか説得に至ったということであります。

それからもう一つ、これは蛇足かもしれませんけれども、議論の過程で、特に募集の取扱いについては、これは認可をかけるのはおかしい、もともと、国債のシ団契約で募集の取扱いは認められておるわけであって、これを認可にかけるというのはおかしいのではないか。これは心情的には私どももよくわかりますし、私も理財局にいていろいろシ団に頭を下げたりお願いしたりすることが多かったわけでありますから、そう言われると非常に内心忸怩たるものもありました。認可をやめてしまうか、あるいは、みなし認可―初めから認可したものとみなすことにしてくれないかという話もありましたが、

ここのところを直すと、どうしても話がこんがらかってくる、三原則は動かしたくないと、これは断りました。その代案として出したのが、3人委員会に諮るということであります。3人委員会はそういう意味では私の発案であります。お願いする3人の委員も、こういうことでどうだろうかということを次官室で申し上げまして、まあ、3人の方の了承が得られるなら、そういうことでやろうかということになりました。

そういうことで、結果としては現在、銀行も国債の窓販のみならずディーリングまで、かなり手広く認可をされるという話になったんで、法律の根拠をあの時点で明確にしたということは、金融界にとって決してマイナスになる話じゃなかったわけで、どうしてあんなにがたがたしたのか、多少けげんに思いますけれども、そんなことはもう既に何年かたっている話でありますので、あまり議論をしてもしょうがないと、こういうことであります。

大筋としては、そんなことであります。

9. 谷村顧問等のやりとり

(1) 特別報告銘柄制度

谷村　どうもありがとうございました。

もう僕なんぞは、何年の話で、どうだったかというのが、整理してみれば頭の中へ入るんだが、今話だけ聞いてて、はてねというように、どうも前後しちまってだめだね。

証取審は、今の関係の一番最後にお話になった、俗に窓販、窓販と言うんだけど、あれをやったことは覚えているんだけど、あなたのときがそうだったのですね。

吉本　ええ。

谷村　証取審でもちょっと議論しましたですね。

吉本　証取審は、御案内のように、私が証券局に来る前に「公社債市場のあり方について」という御議論をいただいております。

谷村　長富君がまとめ手じゃなかったか。

吉本　渡辺豊樹さんの局長のときですから、企画官は、入江君だったと思います。

それで、「公社債市場のあり方について」というのが決まって、それから、銀行局の方は金融制度調査会の答申が出て、要するに、行政当局においてしかるべき措置をしろと、こういう御指示をいただいたかと思います。

谷村　そうそう。法制局へ行ってちゃんと詰めろなんて言われちゃってな。

吉本　法制局も到底そんなものを一々裁定するわけにいかないというお話だったと思います。

谷村　それ以外に、さっきおっしゃった個人株主問題とか、発行市場問題とか、そういうの証取審でちょうどやりましたかね。あなたのとき。

吉本　いや。私のときはやっておりません。

谷村　やってないんですかね。

吉本　株式市場の話というのは、もっと大分前にやったのと、それから、私がもうかわった後ですね。

谷村　そうですね。また始まったのは。

吉本　そうです。株式市場のあり方、57年の10月か12月でしたか、そのころもう一度おやりになったんじゃないかと思います。

谷村　あなたのときの市場でのごちゃごちゃした話というのは、さっきお話があった誠備に関して、信用取引の貸借銘柄から外す話とかね。あれのもう一つ前の段階で、その買占め、それから売り渡してしまって高値肩がわりの……。

吉本　あれは、特別報告銘柄制度です。

谷村　銘柄や何かはもっと前ですよね。

吉本　あれは、私の一代前の渡辺さんのときだったんです。それで、私のときは、今の特別報告銘柄制度を……。

(2)　物価変動会計と連結決算、引当金

谷村　企業会計の方じゃ何もございませんでしたか。

吉本　企業会計の方は、企業会計審議会で御審議をいただいた主なものが２つあるんです。

１つは、物価変動というのがありまして、これは通称インフレ会計ということなんですけれども、何か、前に国会で、確か安井誠証券局長のときだと思うんですけど、インフレ会計について検討する用意があるというようなことを国会で答弁された経緯があります。それで、何か中間的にでもまとめておかないといかんだろうということで、物価変動会計について御審議をいただきました。それはあまり大した結論じゃないんですけれども、任意でそういうものをやるならなるべくやってくれという趣旨の、中間報告的な形でやっていただきました。

それからもう一つは連結決算ですね。これをきちっとやるということで、これは私は細かい内容は記憶がはっきりしないんですけれども、連結決算の制度の採用について、企業会計審議会の答申をいただいています。

それからもう一つ強いて言えば、商法の改正に絡んで、引当金制度なんかについての議論を若干していただいた記憶があります。

あの当時は、確か黒沢先生が会長を既に長くやっておられて、黒沢先生に会長を確か退いていただいた。もちろん顧問格で残っていただいたわけですけれども。

それから、公認会計士制度に絡む話としては、ちょっときわもの的な話でありますけれども、航空機疑惑問題調査会というのが国会にできて、米国のＳＥＣのように、企業の使途不明金というようなものをもうちょっとやれないかというような議論が出ました。あれも商法の改正を少し早める１つのきっかけになったんですね。

谷村　そうですね。あれだけで、商法改正を少し早めようという話になりましたね。

吉本　小林法務大臣の時でした。

ＳＥＣみたいにやるような力はとてもこっちにはないし、監査業務審査会というのを公認会計士協会の中につくって、そこで公認会計士の監査について、チェックシステムをつくるというようなことを、やってもらった記憶があります。

(3)　税制改正

谷村　恒例の税金問題ね、いつも暮れになると……。

吉本　もう証券税制の話は、これは本当にいろいろお教えをいただいたんでありますけれども……。

谷村　いやいや、それとは別に、いつも暮れになると、がたがたがたがたやっていたわけでしょう。あなたのときも、それあったわけでしょう。

吉本　実は、一つは有取税の引上げというのがありましたね。これは55年の暮れです。それは、何か以前国会で大倉（眞隆）主税局長が有取税の引上げはもうやらないと言ったじゃないかというようなことで、大分、証券業協会からねじ込まれましてね。それで、主税局は高橋（元）さんが局長だったんですけれども、（当方は小山審議官が折衝にあたる）いろいろと配慮をしていただきまして、自己売買については引上げないという措置をとっていただいたと思います。これは中小証券にとって有難い話でした。

国債は引き上げないことにしてもらいました。

それから、グリーンカードに絡む話はその前の年だったんですね。54年の……。

北村　やる話はその前ですね。

吉本　54年の12月でしょう。

北村　そうです。

吉本　だから、グリーンカードに伴う話がいろいろありました。

北村　いろいろありましたね。

谷村　方向としては総合にするような話が進んでいたときだよね。

吉本　そうです。

谷村　それから、いろんな違約損失準備金のあれだとか、準備金系統のやつを少し落っことして吐き出せという話が……。

吉本　ございましたね。

谷村　あなたのときかな、あれは。もっと前かな。

吉本　もっと前ですね。

谷村　前かもしらぬな。毎年のようにいろんなことがあるから、みんな忘れちゃう。

吉本　非常に微調整みたいな話でした。

谷村　うん、大抵微調整だけどね。あのとき、確か証取法上の違約損失準備金や何かを、どんどんどんどん切り込んでいこうという話に、確かなったような気がしたんだけど、覚えてないな。佐生さん、覚えているかどうか知らないけど。

佐生　そうですね、切り込みが55年の４月から始まってたんですね。

谷村　そうだね。

吉本　何か債券売買損失準備金制度というのをつくりましたけれども、これは税法絡みじゃなかったですね。税法はなかなかそこまで面倒見てくれないけれども、まあ準備金みたいなものをつくったらどうかということで。

谷村　御苦労さまでしたね。証券局長を２年やったというのは、ちょっと珍しかったんじゃないですか。１年で大体かわっていたから。

吉本　そうですね。１年交代が多かったですね。坂野（常和）さんが２年やっておられますが、そのくらいですね。

谷村　私が来てからだと、ほとんど１年ずつで皆かわっていたから。

吉本　佐藤（徹）君が２年やるはずだったんですけど……。

よく国会で堀昌雄さんが、証券局長を１年ごとにかえるのはよくないと。正直なとこ

ろ、証券局長というのは流通市場絡みの話がありましてね、あれは理事長をやっておられても非常に苦慮をされることが多かったろうと思います。いろんな変な電話がかかったり、投書が来たり、ああいうのはあんまり愉快ではないですね。

佐生　あのころは、確か、局長、御自宅の電話を外そうとされたことありましたですよね。恵比寿の官舎におられたときでしたね。

谷村　それが、名前も言わない、ただ、おろおろ言うようなものもいれば、怒ってかけてくるのもいるし、そうかと思うと、別の筋のお偉方から来るのもあるだろうから、大変だったろう。でも、制度的な問題はある程度手がけていただいているから、大分違いますよね。

吉本さん、あの後、理財局長やられたのは1年でしたか。

吉本　そうです。1年です。

谷村　それはまた今度は別途お伺いすることになるわけですね。

吉本　国債に絡む話は、理財局がやっていましたけれども、証券局サイドからしますとあれだけ6・1国債が急落して、マーケットが一方通行になったというのは、ちょっと異常だったですね。

(4)　三人委員会

大須　金融機関の証券業務の関係のお話は大変いい仕事というか、私、後で窓販の実務化のところを担当しておりましたものですから、大変おもしろかったのですけれども、今のお話、つまり6・1国債の暴落でございますね、そういうことと関連して、国債消化の安定化とか、あるいは、国債市場の厚みをつくるとか、そういうような目的意識というのが、御決断のとき、かなり大きなウエートを占めておったのかどうかというのを、ちょっと……。

吉本　銀行証券業務の話ですか。

大須　はい。55年8月ごろ、三原則をお決めになって、それで後、業界をご説得をいただいてというようなときですが、そもそも金融機関にそれをやらせるためには、ディーリングまでだんだんやらせていくということでございますね。それについて、国債管理政策というか、国債の安定消化というような視点が非常に強く問題意識としてはお持ちになっていたかどうか。

吉本　そこら辺はなかなかうまく言いがたいところがあるんだけどね。非常に正直に申し

上げますと、私は理財局の次長のときに、窓販を銀行にやらせてもいいじゃないかという話を証券局に持ち込んだことがあるんですよ。ただ、何というんですか、法律的に、現行法ではあんまり—現行法というより旧法ですか、旧法ではやっぱりきちっとしてないじゃないかという議論もありましたしね。もしそういうような、本当にやらせるかやらせないかは別として、立法上の、法律上の措置はやっぱりきちっとしておかざるを得ないんじゃないかという気持ちはありましたね。

僕も正直のところ、ディーリングまであの程度の早さで認可しちゃうというふうに思ってなかったですよ。それはまあ三人委員会にお任せしたという格好になっているわけだから、三人委員会で決めたことには従ってくださいよということは、証券業界にかなり強く釘を刺しておいたので、そこはもちろんいろいろあったんでしょうけれども、まあ収まったということなんでしょうね。

それから、窓販については、ある程度金融機関にやらせたっていいんじゃないかなという感じは持っていましたね、前からね。

何しろ、非常に国債の消化の局面が異常だったですからね。54年のときは、市中消化だけで10兆円ぐらいだったですかな、シ団引き受けだけで。全部で15兆円。だから、今より多いわけですね。

大須　それから、三人委員会の発足の経緯につきましてもですね。直接は、募取まで認可の対象にするのはおかしいんじゃないかという議論があって、それで、みなし認可というような代案も考えられないかとか、募集の取扱いが、まさに証取法上の取扱いでございますね。それをめぐって議論がいろいろ分かれてきたときに、かつ三人委員会をお考えになったというようなお話でございます。それは、まさにそういうような話なのか、もうちょっと漠然と……。

吉本　募取に限るというつもりは、もちろんなかったですよ。やっぱり実際の認可という話になってくると、結局その業界が当局に泣きつくかどうかというような面がかなり現実問題としてあるんで、三人委員会で決めていただく形をとれば、その辺が解消しちゃうんじゃないかなという、そういうことですよね。だから、募取だけに限って云々というつもりはなかったですよ、ディーリングも含めてね。要するに、銀行の証券業務の認可の話ですよ。ただ、その後、もうちょっと拡大されたんでしょう、三人委員会の。

北村　いや、要するに、3項目の最後の方の考え方の絡みで、証券界は法律をつくったらすぐに実施になってしまうだろうと思うし、銀行界、金融界はいつまでたっても、法律

はできても認可ということは行われないんじゃないかと、お互いにそのところをめぐって解釈が違っていたんで、それは最後の法律をまとめる最終段階でそういうお話が出て、それで、その点はそちらの三人委員会の人に判断してもらおうではないかということにして、両方がおさまったということなんでございますね。

吉本　そういうことですね。ただね、当時の感覚からすると、証券業界の方は、もともと、すぐ実施されるというふうに思ってなかったわけだ。むしろ早くしてくれって言ったのは銀行の方でね、だから銀行をなだめるというところに主眼があったんですね。

北村　たまたま私は銀行局の方で……。

吉本　あなたは審議官をやってたの。

北村　総務課長で、見ていたわけですけれども、証券局の方から見てですね、証取法の問題も含めて、銀行法のあの一連の法律改正の話は、銀行局の方は大体大蔵省としての案が固まった後で、党関係等でかなりあれをめぐって大変ないろんな議論があったわけですけれども、あの辺のときは、証券局はほとんどそのことでは特段の動きがもうなかったんでございますね。

吉本　そのときはもう誠備問題が出ていたからね、そっちの方に行っちゃったわけですよ。銀行局は度々自民党に呼び出されてやっていたでしょう。

北村　金融問題調査会にですね。

吉本　佐藤一郎さんのあの会。それには小山君が出ていましたよ。証券局の小山昭蔵審議官が出て、フォローはしていました。だから、今日どういう議論があったかということは知っていたけどね。あれは相当大変だったでしょう。あなたの方が根回しなんかずっとしたんでしょう。

北村　ええ。だから、法律の条文は一度固まった後はもうそのままでしたから、そこのところについてはあまり議論にも、逆に言えばならなかったわけです。

吉本　そうなんですよ。だからもう大蔵部内では全然議論にもならなかったし、それから、銀行局と銀行、金融界との話ももうあまりなかったんでしょう。

北村　そこはですね。むしろほかの方に話が行ってしまって。

　国会でも、あそこはそんなに、証券局長のお立場で、そのことについて議論があって答弁でとかいう御記憶は……。

吉本　国会の答弁で一番議論になったのは、いつ認可するのかとか、三人委員会でどういうことを議論するのかとか、そういうことを聞かれましたね。だから、同じようなこと

を繰り返し言っていましたけどね。あまり納得が得られるような答弁でなかったけど。

ただ、国会の審議は極めてスムーズだったですね。

谷村　ええ、それはもう短時間でやりましたですね。

吉本　銀行局長も随分何回も答弁に立ったけれども、内容的にはほとんど問題なかったでしょう。

谷村　僕は横にいていろいろ聞いたり何かしてて、もう成案できちゃってからは別にあれだったけど、成案できるまでで、銀行法の方で附随業務として書くか兼業として書くかとかいうふうな問題でがたがたしていた段階と、それからもう一つ、それと並んだ段階だったか、そもそも銀行局の管轄のもとにある銀行が、証券局の管轄のもとにある法律で認可を受けなきゃならぬというのはけしからぬとかいうような議論があって、それで、僕は全然大蔵省と無関係に、そんなことはないですよ、例えば銀行が社債等登録の仕事をしようと思えば、社債等登録法によって指定を受けると、それは、社債等登録の法律は確か証券局の所管じゃないですかと。それから、銀行が外国為替業務をやろうと思えば、これは外国為替業務に関する限り、外為法の認可とか許可とかそういうような管轄のもとに入るんで、要するに大蔵大臣の管轄のもとで、大蔵大臣の権限を、それぞれどういうふうに各法律に規定しているかということなんですから、「いやしくも銀行が証券局の」なんて話はおかしいですよって。もう、ごく当たり前の話を銀行の人に言ったことがあるけど、なるほどそういうことも気になっていることの1つかねという感じを受けたね。そんなことを、何かちょうど暮れのころ、わあわあ言ってたよ。

吉本　募取が附随業務で、ディーリングは「他業」にいたしましたでしょう。

谷村　何かそんな不満あったね。

吉本　「他業」とは何だと。だから、その辺は相当かちっときたんじゃないですか。ただ、あの辺の議論は、金融界の方も、いわゆる商品有価と、投資有価をごちゃまぜにしたような議論で、あまりはっきりしなかったですね。

谷村　いや、そもそも、やっぱりね、体系的に言うと、昭和2年の銀行法それ自身つくったときから、その問題というのはぼやーんとしてんだね、前からの引き続きで。

吉本　大体銀行が、いわゆる、いま証取法に言うディーリングをやるというようなセンスがなかったんじゃないですか。

谷村　ないはずだよ。そりゃ。

吉本　時代が違うんですよね。

谷村　ただ、あれは別だけどね、長期信用銀行法はまた別なんだけどね。

吉本　ええ、これはまあ初めから……。

谷村　その辺がごたごた……。だから、本当は長期信用銀行法に明文をもって規定したときに、銀行法との関係はどうなるかということははっきりしとかなきゃいけなかったということかね。小生もこれまで考えてみると、ここ10年ぐらいの間に、例えば特別報告銘柄や何かやったときの一連のこととか、ちょっと余計な話だけど、銀行法の問題というか、いわゆる窓販問題に関連して、昭和52年の暮れぐらいから始まった話だったと思うけれども、いろんなあれをやったこととか……。

吉本　随分メモをお出しになりましたね。

谷村　うん。それからまあ、今度のいわゆる商法改正に関連してのあれとか、いろんなことでやったやつをまとめておけば、少しは……。銀行局や何かにも、ぱらぱらとしか渡してなかったりね。全部渡しているとは限らないんだ、メモを。

北村　そうでございますか。

吉本　しかし、それは大体読んでいますよ、当時の。

谷村　だけど、だれかに一部やると、近ごろは全部ゼロックスでばーとできちゃうからね。

吉本　だから、それはみんな、かなりきちっと—きちっとというか……。

北村　私も国債課長になって、すぐあれを勉強しましたですよ。

吉本　僕は理財局にいた時から、もう既に拝見していましたしね。

谷村　だから、あんたのあの本の中身、どこまでどう出ているかと思って、僕も目を皿のようにして見たりね。

北村　もうしわけありませんけど、あれは……。

吉本　まあそれはいろいろ議論はあると思うんですけどね、やっぱり、本当なら、証取法、40年ですか、あのときにもうちょっときちっとできればよかったんですけどもね。ただ、あの当時の証券業界の力と言っちゃなにですけども、やっぱり圧倒的に銀行が強かったろうから、そんな「認可の対象だぞ」と、いうような話は到底無理だったんでしょうね。ですから、金融界からすれば、何を言ってるんだ、今ごろというような感じは、心情的には僕も理解できないではなかったんだけれども。だけど、またそれを、あんまり理解しちゃうと、今度はこっちが収まらないということもあるから。

谷村　あれは、もうずっと後—法律は前だな、外国証券業者はずっと前で、それで、あなたの時代に外国証券業者や何かの、あんまりなかった、振り分けの問題や何かも……。

吉本　海外業務の関係はですね、海外現法の証券業務についての「3局指導」という話、あの話に関連したのはございました。1つは、例えば、スイス富士という富士銀行の現地法人が外債を出すという話がありまして、このときなんかは、ちょっとごちゃごちゃしましたね。それはもういいじゃないかということになりました。それから私募転換社債を出すについて金融機関が主幹事になるのは、3局指導に抵触するんじゃないかというような話とかですね。

それからもう1つ、これははっきり銀行局と話をして決めたのは、ＩＢＪインターナショナルという興銀の子会社、ロンドンにありまして、これが証券業務をやっていたわけですね、現法として。それを銀行業務をあわせてやるようにしたいという話がかなり強くありました。これはまあいいじゃないかということで了承した記憶があります。ただ、そのときに、それやるんなら、証券会社も水陸両用でいいな、銀行業務もやるよということで、銀行局との間では合意したわけですけれども、結局いまだにイングランド銀行がオーケーを出さないで4社は銀行業務ができない、そういう話がありましたね。

あと、何か外為法に絡んで、私も記憶がもうひとつはっきりしないんですけれども、マリーの話……。

谷村　そうそう、証券会社のね。

吉本　マリーの話、あの辺がちょっとありましたね。

谷村　大体よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。また今度、理財局のときの話をお願いします。

吉本　はい。行き届きませんで、どうも。

―了―